

『法学の基礎 ―法解釈―』出版の意義

JICAラオス長期派遣専門家

阿讃坊 明 孝

第1 法解釈技術に関する書籍の執筆

2025年3月、ラオスにおいて『法学の基礎 ―法解釈―』と題する法学の初学者向け書籍を執筆し、ラオス国内にて出版して頂くに至った（以下「本書」という）。印刷物はラオス語版のみであるが、本書の日本語版（抜粋）については本稿末尾に付加して掲載させて頂くためご参照されたい¹。

ところで本書は内容をご覧になればわかるように、意図的に極めて平易に書かれた、法学入門的な法律学文献である。ラオスにおいては、法解釈概念の普及発展は今まさにこれからであるとも言えるが、これを支援するためのものである。そのため、未知の法解釈という考え方にはじめて触れる方にも理解しやすいよう、表現や構成を工夫することにかかなりの時間を要した。出版前に、日本の法学初学者や一般の方にとっても内容がわかりやすいという嬉しい評価を複数頂いており、ラオスにおいても同様に、多くの方の法学への理解を助けるものになることを願い執筆した。

本稿末尾（第4 おわりに）において述べるが、ラオスにおいて、これまで長い時を経て徐々に法解釈概念が受容されてきた結果、今が同技術発展の好機にあると感じる。そのため私が現在所属するラオスにおけるJICAの法律プロジェクト活動（以下「当プロジェクト」という）²の大きな流れの一環として本書を執筆したのであるが、まずはラオスにおけるこのような性質の文献の必要性の観点から、本書の意義をご説明したい。

第2 執筆の経緯

(1) 法律文献の不足とプロジェクト支援

私が2021年から法整備支援専門家として派遣されているラオスにおいては、実務家向けの法律文献や法学教育に利用可能な書物などが極めて少なく、限られた情報のみにより法律家の能力を育み、法制度を発展させていかざるを得ないという前提がある³。

¹ なお、当該書籍のデータは、ラオスにおけるJICA法整備支援の成果として下記ウェブサイトにも掲載されている。

独立行政法人国際協力機構「JICA法整備支援に関するポータルサイト ラオス」(<https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/laos/index.html>, 2025年7月1日最終閲覧)

² ラオスにおける以下の「JICA法の支配発展促進プロジェクト」を指す。

・フェーズⅠ（2018年7月～2023年7月）、フェーズⅡ（2023年7月～2028年7月）

³ 阿讃坊明孝「ラオスにおける Access to Justice の状況（各論1）」ICD NEWS第93号28頁（2022.12）及び「ラオスにおける Access to Justice の状況（各論2）」ICD NEWS第94号61頁

そのような状況下において、JICAにおいては、日本から派遣された法律の専門家とラオス政府メンバー（裁判官、検察官、司法省職員、ラオス国立大学講師、弁護士など）で構成される継続的なプロジェクト活動を通じて、メンバーの能力向上を支援し、かつ民法典、刑法典などを中心とした様々な法律文献作成を支援してきたという経緯がある⁴。

そのような長年の活動の成果として各種の重要な文献が作成され、プロジェクト参加メンバーの法律実務家としての能力強化に寄与してきている。

(2) 問題点

上記成果を踏まえて、プロジェクト参加メンバー以外の法律実務家や若い学生全体に対しても能力強化の効果を広げていきたいところ、その達成は一朝一夕では困難であるという現実がある。言い換えれば、当プロジェクトの5年間の全期間を通じて能力強化を図ってきたプロジェクト参加メンバーと比較し、その他の法律家や学生は、法律家としての能力強化の機会（時間及び質）の点で圧倒的な差があり、その差によって生じた能力差を埋めることは容易ではない。

この点、能力の向上したプロジェクト参加メンバーがプロジェクト外の法律実務家や学生へ、これまでに得た知見を広める指導者となることは一つの解決策である。現実には、一定のメンバーが各種機関の講師として後進育成に寄与してきている。しかし、その方策はマンパワーや研修開催予算という観点から制約を伴うことも事実である。

そこで、当プロジェクト専門家間でも、その他の方法として、広く法曹を育成する必要性を感じるに至ってきている。その手始めとして、当プロジェクト専門家らから法律を学ぶ学生に対して、法解釈や裁判実務等に関する知見を提供する講義等を実施してきており、今後も継続する意向である⁵。しかしながら、こちらも研修先のカリキュラム等の時間的制限も受けるほか、知見提供の対象は当該受講者に限られてしまうという制約もある。

(3) プロジェクト外へのアクセスの必要性

そのような状況下、2023年から2024年にかけて、最高人民検察院の Mr. Khamphet Somvolachith 副長官から当プロジェクトに対し以下のような指摘を幾度も頂いた。「ラオスにおいては法律文献の量が不足しており、日本からの専門家は、是

（2023.3）参照。ここでの記述は地方の情報ではあるが、ラオス全体で文献や研修の機会が不足している状況がある。

⁴ 独立行政法人国際協力機構「JICA法整備支援に関するポータルサイト ラオス」(<https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/laos/index.html>, 2025年2月19日最終閲覧)

⁵ 近年の当プロジェクトから外部への講義の例は、以下のとおりである。

- ・2023年4月6日 国立司法研修所（NIJ）における講義（JICA専門家：矢尾板隼、澤井裕、阿讃坊明孝）
- ・2024年5月3日 ラオス国立大学法政治学部（FLP）における講義（JICA専門家：澤井裕）
- ・2024年11月11日及び2024年11月25日 国立司法研修所（NIJ）における講義（JICA専門家：矢尾板隼、阿讃坊明孝）

非とも任期満了前にその有する知見を論文にしてラオスの法律界に残していった欲しい」旨の同氏の意向は、上述のラオス国内の状況とその解決策の一案を的確に捉えている。

このような経緯から、ラオスにおける法律家の能力向上に寄与するための更なる一方策として、法解釈に触れる機会のない学生でも、その未知の内容を理解できるような法学の入門書を作りたいと思い、本書の執筆に至った。学生が法解釈の一端でも理解できれば、幅広い対象に対し、将来の法律実務家としての能力の必須の下支えを構築することができるためである。

ただし、その目的達成のためには、講義の機会がなくとも理解できる一読了解の内容でなければならないと考えた。

第3 本書の目的

(1) 執筆のアプローチ

上記のような執筆の経緯から、本書は、法解釈という基本的かつ重要なテーマについて、極めて平易な表現を用い、初学者にもわかりやすい本を提供したいという思いで作成した。それを目指した具体的な理由が3つある。

① 法解釈技術の重要性

一つ目の理由は、法解釈の重要性である。

言うまでもなく法解釈は法律家にとって必須の法技術である。詳述を避けるが、法解釈なくしては法律の学習はただ暗記のみの単純作業となり、ラオスにおける法学の誕生及び発展は望めない。伊藤淳元専門家は当時、「ラオス法学を誕生させることがラオス法実務（司法）を改善させる一つの方法になる」と述べているが⁶、全く同感であり今になってその意味を実感する。私は、法解釈の受容がそのラオス法学の誕生及び自律的発展の重要な一要素だと考えている。

そのため、この法技術を、より多くの学生ができる限り早期の段階で身につけて欲しいという思いがある。

② 法解釈技術の未浸透

二つ目の理由は、法解釈技術の未浸透という社会的状況にある。

ラオスでは憲法により法解釈権限が国民議会常務委員会の権限とされており⁷、裁判官を含む法律家に法解釈権限はないと考えられてきたという社会的状況がある（そのような考え方自体が、法解釈や解釈権限の範囲に関する憲法の条文解釈を要

⁶ 伊藤淳「ラオスの法学教育と法曹養成研修の現状と課題 ～ラオス法学の誕生を目指して～」ICD NEWS 第82号50頁（2020.3）

⁷ 2015年12月8日憲法（63号／国民議会）56条2号
「国民議会常務委員会は、次の権限及び責務を有する。
2. 憲法と法律に係る起草提案、解釈、説明」

するものではあるが)。

実際には、裁判官が全く条文解釈をせずに法を適用することは不可能であることは明らかであり、現実には法解釈が自認されることなく実務で行われているものの、それを正面から法解釈とは捉えていないのだと考えられる⁸。その帰結として、例えば裁判官としては、自分が法解釈をしているということを自認していないため（または意図的に法解釈をしないため）、なぜそのような結論を導いたのかなど、判決書における法適用時の理由付けが曖昧ないしは不存在となってしまうという事象が発生していると思われる。

そのため、まずは法解釈とは何か、その意義や重要性和考え方の骨子のみを示し、わかりやすく基礎から理解を進めていく必要がある。

③ 学習機会の少なさ

三つ目の理由は、ラオスでは法解釈を学習する機会が少なく、その講師となれる者も少ないということにある。そのため、本書のみで読者に対しわずかでも頭に残る知見を提供しなければならない。

上述のとおり、ラオスでは日本と異なり文献や研修の機会は圧倒的に限られている。その上、上記の通り法解釈技術が社会に未浸透であることから、法律家ないしは学生において、法解釈的思考方法を法学の基礎ないし必須条件として学習するという経験がない。

この点、我々のような日本の専門家が現地法律家の能力強化に寄与できるとしても、その範囲はマンパワーと予算の点からおのずから限りがある。そのような制約がある以上、法解釈の研修を受ける機会がなく、または日本の専門家と接触する機会のない方々も、本書さえ読めば法解釈の初めの第一歩は理解できるという状況を設定することが必要であると考えた。

仮に未知の法技術について専門的で難解な書物を提供しても、誰かの助けや講義がないと理解が進まないのは明らかである。少なくとも、本書を手にするやる気のある学生に対し、本書のみで何がしかの機会の提供となり、能力向上の一助になるべきであるというのが、本書の目的である。そして、その後に発展レベルの書物が提供されるべきと考えている。

(2) 本書の目的のまとめ：研修不要な法解釈技術の入門書の提供

以上の通り、本書の目的は、法解釈という難解な法技術に関する専門書の提供ではない。多くの法律家にとって不慣れな、法解釈という一見して難解な技術を、特別な研修なしに、その初歩部分を理解する助けとなることである。そのような文献や講義

⁸ 伊藤淳「ラオスの法学教育と法曹養成研修の現状と課題 ～ラオス法学の誕生を目指して～」ICD NEWS 第82号47頁（2020.3）脚注34に同旨。「個々の紛争解決例（裁判例）を確認し、個別にラオスの法曹と話をする限り、ラオスの法曹も実際には規範の解釈を行って法を適用して紛争解決していると思われる」。

がない（ないしは少ない）ラオスの現状で、特に初学者向け文献の重要性を感じたところである。

本書のみで社会が一挙に変わることはなくとも、今後このような初学者向け文献が研修機会の少ない途上国で増えるならば、能力のある法律家育成のための社会的な前提条件を増やすことに寄与するのではないかと考えている。

そして、法解釈については、下記の通り現在が普及の好機ではないかと感じている。

第4 ラオスにおける法解釈受容への経緯と、普及の好機

最後に、執筆を終えたのち、最高人民裁判所の Mr. Bounkhouang Thavisack 副長官による「前書」で、実務の立場から法解釈の重要性について全面的に賛同して頂いていることについて、これまでの経緯を知る者として強い感動を覚えた。その理由はこれまでの経緯にある。

一部主観も入るが、法解釈に関する当プロジェクトの活動と受容への変遷の経緯は下記の通りであり、現在が法解釈を推し進める好機であると感じている。

(1) 2021年～2022年頃

2021年における私のラオス赴任当時では、上述の憲法上の制約から、当プロジェクト活動においても、法解釈を正面から取り扱うことには厳しい雰囲気を感じられた⁹。

しかし、以下のとおり、1998年からの長期的な日本からの支援と過去の専門家の活動による民法理論の蓄積、議論や意見交換の積み重ねもあり、その後、徐々に法解釈が受け入れられる可能性が出てきたように感じる。

(2) 2023年～2024年頃

2023年7月の当プロジェクトのフェーズⅡ開始前後から、当プロジェクトでは試験的に所属の専門家から法解釈に関する講義を実施した（ただし、この時は受講者側の法解釈への拒絶反応を恐れたため、「法解釈」という表現を避け、法適用時の法説明技術という迂遠な表現を用いざるを得なかった）¹⁰。日本側の民法典アドバイザーグループとも、憲法上の制約から法解釈との用語を避け、どのように法解釈を表現できるかを議論したのもこの時期である。

また、2024年には、この流れを推し進めるべく、井田良教授・松尾弘教授をラオスにお招きし、法解釈技術を正面から取り上げるセミナーを実施し、当プロジェク

⁹ プロジェクト活動における経験による私見に過ぎないが、民法典理論について議論をする際、日本で法解釈による解決がなされている事例を紹介すると、ラオスでは法解釈は許されていないから不可能であるという意見が出されることが通常であった。また、議論の内容が法解釈であっても、それを法解釈と呼ぶことは憚られた。プロジェクトにおいて作成した民法典逐条解説書でも、解釈論や複数の考え方の記載を削除することも度々であった。

¹⁰ 既出の下記講義。

・2023年4月6日 国立司法研修所（N I J）における講義（J I C A 専門家 矢尾板隼、澤井裕、阿讃坊明孝）

ト所属メンバーと正面から「法解釈」について議論して頂いた¹¹。

それと同時に、当プロジェクト専門家らは、ラオス政府副大臣級の方々と公式会議の合間の昼食時など各種機会を捉えて、法解釈の是非について私的な意見交換を行ったりしてきた。

その結果として、確かに憲法上の制約はありつつも、実務上ある程度の法解釈は避けられないものであり、法律実務家の基本的技術として重要である点については、ラオス側でも一部認識されつつあることを感じるようになった。

(3) 現在（2025年）

現在では、少なくとも当プロジェクトの活動上では、カウンターパートの政府機関の理解も向上し、正面から「法解釈」と呼び、その法技術を躊躇なく取り扱えるに至っている（ただし、プロジェクト外、すなわちラオス国家全体としては、まだこれからである）。

このような経緯がなければ、周囲の反応に敏感となるあまり、本書を執筆しようとも思わなかったと感じている。

その後、本書出版直前である2025年1月～2月において、当プロジェクト専門家、翻訳者、監修者などで議論をした結果、簡潔なラオス語表現として、法解釈を「ティークワムコットマイ」を利用することに最終的な異論はなく、これを利用することとなった。

さらに、2025年3月、当プロジェクトの本邦研修（民法典研究ワーキンググループ所属のラオスメンバーによる日本を訪問しての視察研究活動）においては、全面的に法解釈を取り扱った。裁判官、学者ないしは法曹教育、弁護士などの異なる立場から法解釈を利用した実務が日本において当たり前に行われていることと、その重要性が語られたことで、ラオス側においては立体的に、感銘力をもって法解釈への理解を深められたと感じている¹²。

(4) 法解釈の好機

以上の経緯から感じられることは、今は法解釈技術を取り扱い、これをラオス法学の誕生ないしは発展へ向けて推し進めていく好機であると考ええる。

その為、現在、主として法解釈を普及しうるラオスの教官の方々へ向けて、本書を配布すると共にこれを用いた法解釈講義を実施し、少しでも法解釈の実践者を増やそうと活動しているところである（2025年5月28日ラオス弁護士会、同年6月10日ラオス国立司法研修所、同年6月25日ラオス国立大学、同年9月首都外の大学・司法研修所（予定））。

¹¹ 2024年2月6日～8日 ヱィエンチャン首都（ラオス）における「専門的法技術セミナー」（井田良教授、松尾弘教授）

¹² 2025年3月3日～13日実施の本邦研修。法解釈等をテーマとして、アドバイザーグループの先生方との議論に加え、東京地方裁判所、東京大学ロースクール、法務省、内田貴東京大学名誉教授を訪問させて頂いた。

本書冒頭の松尾弘教授の「推薦の言葉」のとおり、これから法解釈という考え方がラオス国内へ普及し、本書が「法律に命を注ぎ込むことのできる法律家」を育む一助となることを願っている。

第5 おわりに

(1) 執筆へのご協力

本書の出版にあたっては、慶應大学法務研究科・松尾弘教授及びラオス国立大学法政治学部・Mr. Vixay Syhaphanya 民事法学科長に監修頂き、加えて最高人民裁判所 Mr.Bounkhouang Thavisack 副長官にも巻頭に推薦のお言葉を頂いた。いずれも出版に先立ち原稿を詳細に確認され、論述内容や表現などに問題がないか細心の配慮を頂いた。

加えて、私が現在所属する J I C A 法の支配発展促進プロジェクト（フェーズⅡ）からも執筆の方向性への賛助や理解、アドバイスを頂いたほか、プロジェクト開始時から継続的に専門家間で議論を継続し、ラオスでは法学入門的知識の充実が極めて重要であるという認識を共有できたことが、本書作成の後押しとなった。

また、当プロジェクトのスタッフ Mr.Danouphone Chanthakoummane 氏には初学者向けのわかりやすい作図とデザイン構成全般を、いつも法律通訳をお願いしている Mr. Manodeth Chouthavong 弁護士には適切なラオス語表現のアドバイスを含め翻訳をご担当頂いた。

この場をお借りして、関係各位に感謝申し上げたい。

(2) 法解釈の続編

なお、Bounkhouang 最高裁副長官の「前書」において、実際の法律を用いた法解釈の更なる内容について続編を期待して頂いている。

この点、続編を執筆したいという思いもありながら、執筆当時の考えとしては、実践的法解釈を含めると本が分厚くなりかつ難易度が上昇する（しかも、外国人が私見に基づきラオス法の法解釈を断定するものになりかねない）ため、執筆には慎重にならざるを得ないため、やむを得ず法的検討部分を削減した（本書6項「法解釈の実例」参照）。

本書はその部分までは大きく立ち入らずに終わらせたが、今後のプロジェクト活動ないしは後任の専門家によって、更に発展的な文献が作成されることに期待したい。

第6 『法学の基礎 ―法解釈―』（2025年3月）

次ページより、印刷出版された本書の日本語版を掲載させて頂く。



ການສຶກສາ

ສາດແຫ່ງກົດໝາຍຂັ້ນພື້ນຖານ

ທັກສະການຕີຄວາມກົດໝາຍ

ທະນາຍຄວາມ ອາກິທາກະ ອາຊຳໂບ

ຊ່ຽວຊານຂອງອົງການໄຈກາ (2021 – 2025)



The Basics of Legal Education

The Skill of Legal Interpretation

Akitaka ASAMBO (JICA Expert)

ພິມຄັ້ງທີ 1: ຈຳນວນ 5.000 ຫົວ, ທີ່ ໂຮງພິມ ປານຄຳຈຳປາ.

法学の基礎

－ 法解釈技術 －

著者：

弁護士 阿讃坊 明孝 (Mr. Akitaka Asambo)

JICA 専門家 (2021 - 2025)

監修 (日本)：

松尾 弘 (Mr. Hiroshi Matsuo)

慶應義塾大学大学院法務研究科教授

監修 (ラオス)：

Mr. Vixay Syhaphanya

ラオス国立大学法政治学部 民事法学科長

デザイン・イラスト：

Mr. Danouphonh Chanthakoummane

J-ROL Project スタッフ

翻訳：

弁護士 Mr. Manodeth Chouthavong

日本語通訳者

前 書

法律の解釈は、社会関係を調整する法律を扱う上で、法律家にとって重要かつ基本的な「意識」であると言える。その理由は、法律は確実性を持つ文章として書かれた書類であり、それを読むとき、用語、文章、語る言葉は容易にわかるのであるが、法律の中に隠れた目的、意図、社会に対する効果は深く広範である。法律家が詳細、完全、明解、正確に解釈、研究、判断しなければならず、それにより法律が現実には正当に効力をもち、国家と社会の利益を保護し、国民の正義、生命、健康、自由、尊厳、権利と利益を真に保護することができるのである。

法律解釈には、法律解釈に関する基礎知識、深く広範な法律知識、多くの関連法の知識、そして法律内容、実際の出来事を調査・比較して明確かつ正確に解釈する法律適用の基本的なスキルが必要である。実際の法律解釈では、関連する多くの法律の調査を怠り、関連する条項や自分の利益のためだけに法律を読んだり、この条項だけを読んで他の条項を読まなかったり、この法律だけを読んで他の法律や他の関連法令を読まなかったりする人がある。依然として法律を自分に有利に解釈する傾向があり、権利だけを読んで義務については読まないため、法律の解釈が浅くなり、法律の意図と一致しなくなる。したがって、法律実務の最初から法律解釈を学び、経験を積まなければならない法律家にとって、法律解釈のスキルを持つことは不可欠かつ重要である。

法律家にとって法律解釈スキルが重要であるとの思いから、阿讃坊明孝弁護士（J I C A法の支配発展促進プロジェクト（J－ROL）長期専門家）は法律解釈スキルに関する本書を執筆された。その目的は、理論、原則またプロジェクトでの4年間の実際の経験をまとめ、法律解釈の研究と実践のための書籍として上梓されたものである。本書は、法律解釈の重要性、手順、方法を示し、同時にラオス民法典の条文解釈の事例を示し、読者が理解し易く、また他の法律条文の解釈においても参考にすることができるようにしている。

私は、この本は、法律家や法律実務家が、法律を解釈し、法律の趣旨や目的に従って正しく適用するために、手元に置いて勉強し、研究し、応用するための有用かつ重要なツールとなると信じている。この本は、理解が易しい基本原則と事例をまとめたものとなっている。しかし法律解釈は、更に多くの原則や方法があり、深く広範に、複雑な内容を持つ。その意味で、法律解釈のスキルについてより多様な学びとなるようにぜひ更に研究を継続し、国民の正義と利益を保護するため、規定された法律の意図に従った正しい司法実務のマニュアルとなるような続編の書籍を期待したい。

阿讃坊明孝弁護士には、今までのプロジェクトへの貢献と参加、法律の解釈の重要なス

キルについて重要点をまとめてくださったこと、そしてプロジェクトや法律家、法律を使う者に対し、書籍としてまとめていただいたことに感謝を申し上げる。この本が、今後の法律の解釈と研究における、基本的かつ重要なツールとなることを心から期待する。

最高人民裁判所 副長官（プロジェクト J C C メンバー）



ບຸນຂວາງ ທາະວິສັກ

Bounkhouang THAVISACK

（前書翻訳 川村仁・J I C A 業務調整専門家）

推薦の言葉

この度、JICAラオス法の支配プロジェクトの専門家、阿讃坊明孝弁護士により、「法学の基礎－法解釈技術－」が執筆されました。本書は、主として民法典を題材にして、法律のルールがなぜ社会において存在するか、それをどのように用いることにより、社会において発生する紛争の解決や予防のために役立てることができるのかを考えるために、非常に優れた教材になっています。

ラオスでは、2018年に民法典が制定され、2020年に施行されました。しかし、民法典はそれによって目的を達成したわけではありません。むしろ、民法典がラオスの国民や、ラオスに滞在する外国人を含むすべての人々によって理解され、紛争を予防し、あるいは生じてしまった紛争を公平に、かつ当事者が納得する形で解決できるものでなければ、意味がありません。そのためには、抽象的な形で書かれている民法典の条文が、個々の紛争事案において具体的に意味することを分かりやすく説明することが必要になります。それが、本書のテーマである「法の解釈」にほかなりません。そして、民法典を含め、あらゆる法律は、こうした法解釈によって初めて実際の世界で役に立ち、人々にとって身近なものになります。この意味で、法の解釈とは「法律に命を吹き込むこと」にほかなりません。

本書は、民法、その他の法律の条文、さらには私たちにとって身近な社会のルールをも題材にして、法の解釈の仕方を非常に分かりやすく説明しています。読者のみなさんは、こうした解釈を通じて、法律の個々の規定が常にその目的を持ち、他の規定と、あたかも手と手を繋ぐように関連性をもち、社会において役に立っている生きた姿を感じ取ることができるでしょう。そのことは、民法典自体をさらにラオスの人々にとって身近な存在にするとともに、将来の改正や新規定の提案を通じて、ラオスに相応しいものに成長させることに繋がることでしょう。

本書がより多くの人々によって読まれ、活用されることを願って止みません。

ヴィエンチャンにて

2025年2月

慶應義塾大学教授 松尾 弘



目 次

1	本書の目的	18
	●この本の目的まとめ	19
2	民法典の実現過程と法解釈	20
(1)	民法典とは	20
(2)	民法典の使い方	20
3	法解釈の必要性・重要性	23
(1)	何故法解釈が必要か	23
(2)	技術としての法解釈の重要性	23
(3)	法解釈しないとどうなるか	26
(4)	結論	27
	●法解釈の重要性まとめ	27
4	法解釈の手順（基礎）	28
(1)	法解釈を始める前に	28
(2)	具体的な法解釈の順序	28
(3)	ステップ①：該当条文の確認（漠然とではなく、論理的に読む）	29
(4)	ステップ②：関連条文（これを探し出す）	31
(5)	ステップ③：法律（条文）の目的・（立法者の意図）の検討	31
	●法解釈の手順まとめ（ステップ①～③）	33
5	法解釈の実例講義（民法典以外の簡易事例）	34
(1)	サッカーのルール（法解釈：ステップ①と②・当該条文と関連条文の検討）	34
	●法解釈手順のまとめ	39
(2)	立て看板のケース（法解釈：ステップ③・条文の目的の検討）	39
	●説明の仕方の例	41
	●法解釈による回答方法のまとめ	42
(3)	法の目的からの説明	42
	●法律の目的のまとめ	43
6	法解釈の実例（民法典の事例）	44
7	終わりに	46
	●この本のまとめ	46
	【参考資料】ラオス国立司法研修所（NIJ）における専門家からの講義資料（略）	47
	【JICA法律データベース】	48

1 本書の目的

(1) きっかけ

本書の目的は、民法典を中心とする法律の適切な読み方や考え方（法律の目的を常に考える）を身につけるための、法解釈という重要な技法を提供することです。

日本の弁護士である私は、2021年7月以降、ラオスへの法整備支援長期派遣専門家としてラオスに滞在し、この本の執筆時点（2024年9月～2025年3月）で4年目になります。この間、学生や若い法律家の方々と議論している際、もしこの本で解説する法技術が身に付いていればさらに良い議論ができる素質があるのに、と感じることがありました。また、ラオスの法律家の中で、法的説明方法が素晴らしいと感じる場合には、その方がこの法技術を適切に身につけている、または知らないうちに法技術に沿った思考を行っているためであるということが感じられました。

(2) 法技術の重要性

もちろん、法律家としての長年の経験で法技術が身につくなら良いのですが、早いうちにその技術が身につくに越したことはありません。早く法技術を身につければ、学生のうち、または法律家として若いうちに、深く法律の理解ができるようになるし、議論も上手になり、説明能力も高くなります。さらに高度な分野では、法的交渉、判決書や意見書作成、法案起草の能力などにも影響します。

本書は、そのような法技術の中でもとても基本的かつ重要な「法解釈」というものを、初めて勉強する方向けに、簡単に説明したいと思い執筆したものです。このような内容に特化して詳細に説明する書籍はおそらく現時点ではまだラオスに存在せず、これがなければ上記のような重要な技術を身につける機会がありません。それは真剣な学生の方や法律家の方にとっては、とても惜しいことであると感じました。

そのため、本書は、法律の勉強を始めたばかりの学生の方、法律家や法律関係業務に就いたばかりの方などに、できるだけ早く読んで頂きたい。そして、その後の活動に生かして頂きたいと思っています。また、法律業界の中堅以上の方であっても、基本的な法技術を振り返って気軽に復習することや、まだこの法技術に触れたことがない方が取り組むのに、お役に立ちたいと考えています。

(3) 日本の知見の提供

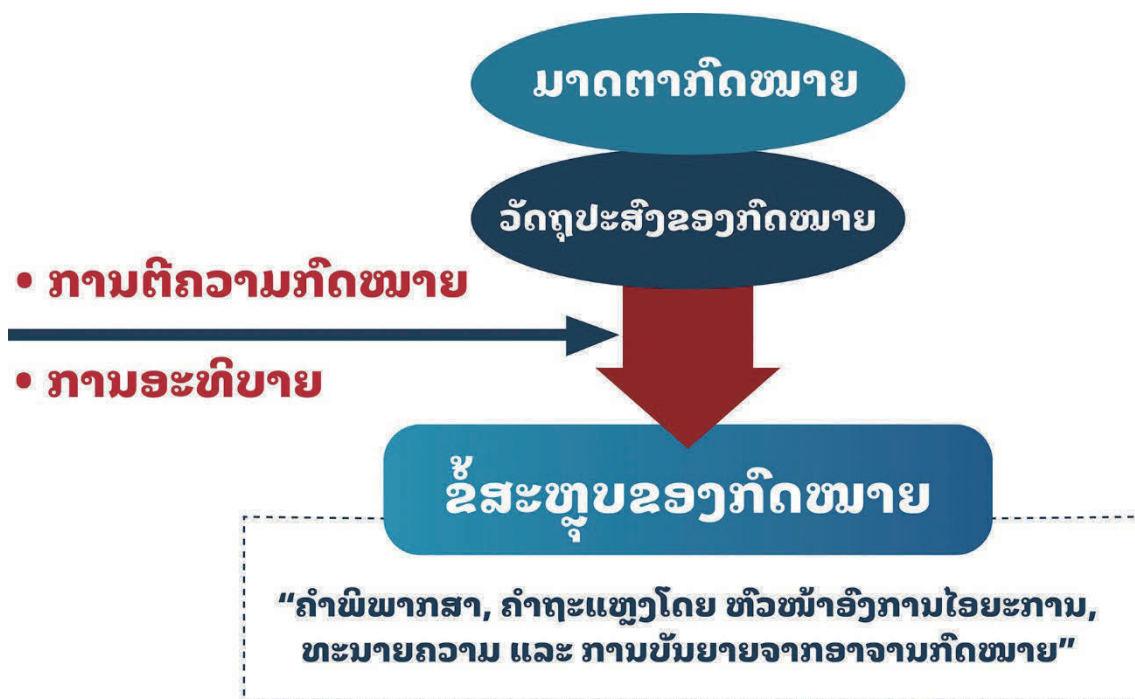
そもそも本書の執筆の発端は、私の所属するラオスにおけるJICA法の支配発展促進プロジェクト（フェーズⅡ）において、2024年2月、日本から著名な教授である刑法の井田良先生と、民法の松尾弘先生をラオスへお招きしたことがきっかけです。その際、ラオスの裁判所、検察院、司法省、ラオス国立大学、弁護士会の方々と共に、民事・刑事合同での専門的法技術獲得セミナーを実施しました。そこで、法解釈を含む重要な法技術について共同研究を行いました。

そこでは、日本の先生方から多くの重要な知見が提供されました。そこで示された

考え方のうち主として民事の視点からのものを、もっと広く若手の方や、参加できなかった方、地方の方などへも届けたいという思いで執筆しました。上記セミナーで先生方がご講演下さった内容の基本的部分を、特に初めてこの法技術を学ぶ方向けに、簡単に説明しようとしたのがこの本です。その為、そのきっかけを与えてくださったお二人の先生方にはこの場を借りて感謝申し上げます。

(4) 法解釈をどのように使うのか

最後に、この本で重要なことは、本書の内容を暗記することではなく、法技術として、法解釈をどのように行うのか、考え方を理解して頂くことです。そして、この本に掲載されている事案のみではなく、他の事案や法律の条文においても、この法解釈という法技術を使えるようになって頂けることを期待しています。



●この本の目的まとめ

法律家としての成長にとって重要な法解釈技術を、できるだけ早く身につけるための技法を提供する。

初学者向けに、わかりやすく法解釈の考え方の流れを説明する。

2 民法典の実現過程と法解釈

法解釈を学ぶために、国家の基本法である民法典を素材に、紛争解決の中でどのように法解釈技術が使われているのか、見てみましょう。

(1) 民法典とは

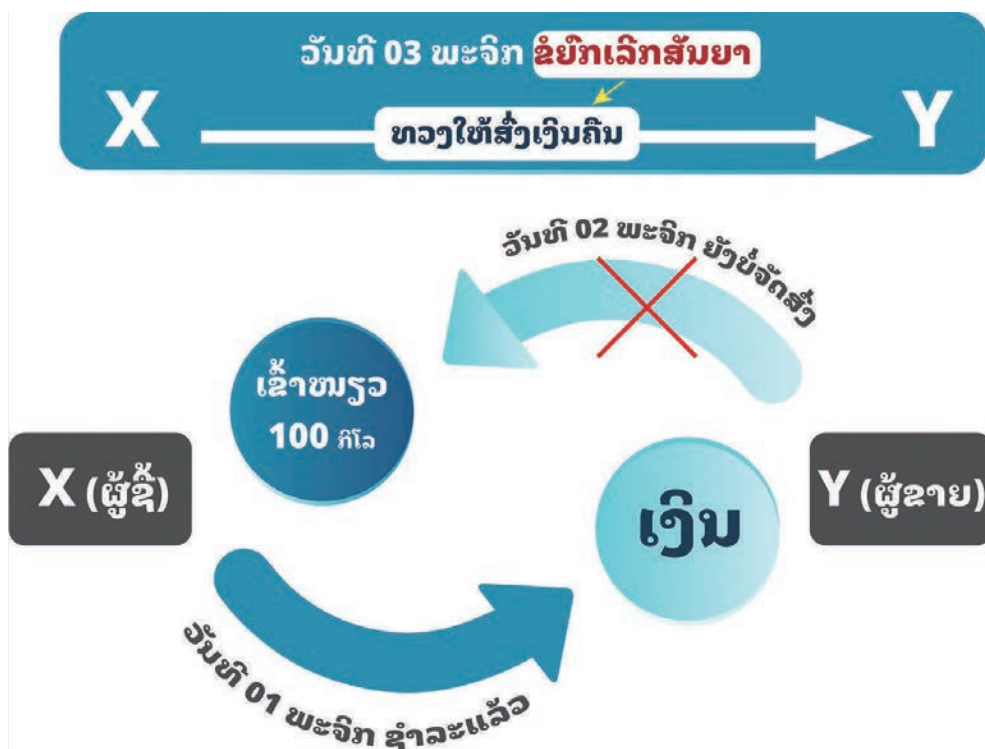
民法典は、市民社会において発生した様々な問題について、紛争解決の基準となる国家の基本となる重要な法律です。民法典が適切に使われ、法律で定められたルールに沿って公平かつ平等に紛争が解決されることで、私たちは安心して社会で生活でき、家族生活を営み、取引を行うことができます。また、国内企業も外国企業も安心して投資や開業を行うことができ、経済の発展の助けとなります。

このような重要な民法典ですが、まずはその使い方の基本を確認していきましょう。次のようなケースを考えてみてください。

(2) 民法典の使い方

(事例)

11月1日、X（買主）はY（売主）から餅米100Kgを購入し、代金を支払い、餅米は11月2日にX宅へ配達してもらう契約をした。しかし、11月3日になっても餅米が配達されない。そこで、XはもうYとの契約を解除し、支払済代金を返還してもらいたいと思っている。



Xが契約で合意して支払った代金を返してもらうためには、契約の解除をしなければなりません。この場合、XはYとの餅米の売買契約を解除できるのでしょうか。この時、どのような条件があれば契約を解除できるかということを考えるわけですね。

この場合、法律家として、一般的な検討方法は以下の①～③の流れとなります。

① 契約書（または合意内容）の確認

契約書を作成する場合には、トラブルが起きた場合に備えて、どのような場合に解除できるかという内容を定める場合が多いと思います。そこで、通常紛争が発生した場合には、まずはX Y間で作成した契約書（これがない場合には当事者間での口頭での合意内容）を確認します。そこにXが解除できることを定めた内容があれば、それに基づいて契約を解除できます。

では、契約書自体がなかった場合、および契約書に契約解除に関する合意がなかった場合にはどうしますか。

② 民法典の確認

民法典は、このような場合に生じると考えられる紛争に備えて、基本的なルールを定めています。

そもそも、人間はそれぞれ自我があるために、放置すれば弱肉強食な社会になりがちですが、法律は、社会における秩序を維持するという目的を実現しようとしています¹（刑法典の場合は、社会における危険の防止をしようとしているということは、想像しやすいと思います）²。

例えば契約の場合、社会では様々な経済活動が行われ取引関係は非常に複雑となりますが、これを単純化して取引が可能になるような法的ルールを設定するのが民法の役割です。一定の安定した取引社会を想定し、それを目指してルールが定められているのです³。それにより、たとえ契約書に定めがなくとも、みんなが安心して、安定した取引をできるようになるのです。

そこで、契約書がない場合、または契約書に解除を定めた内容がない場合には、民法典という法律に基づいて解除ができるかどうか、検討することとなります。

ところで、学生の方は、民法典の条文は必ず自分で確認する癖をつけましょう。法律のプロとして、どのような議論も特定の条文からスタートします⁴。先生に条文を示してもらうことを待っていては、いつまで経っても必要な条文を見つけ、その内容を読む力は育ちません。

そこで民法典を見ると、売買契約（406条）について、不履行の場合の解除の

¹ 三日月章『法学入門』5頁（弘文堂、1982）

² 井田良『講義刑法学・総論（第2版）』17頁（有斐閣、2018）参照。これによると、刑法の存在理由及び機能は、応報刑の枠内での科刑による、将来の法益侵害の防止または危険の防止であるとしている。

³ 内田貴『高校生のための法学入門』146-148頁（信山社、2022）

⁴ 内田貴『民法I 総則・物権総論（第4版）』4頁（東京大学出版会、2008）

条文が見つかります（395条1項）。ここでは、該当条文を掲示しておきます。

（民法典395条1項）

契約の重要な内容について違反があったときは、不利益を被った側の契約当事者は、契約を一方的に解除することができる（以下略）。

勉強を始めたばかりの学生の方には難しいかもしれませんが、以下を初めて読む際には、イメージだけでも掴んで頂ければ問題ありません。条文の読み方としては、個々の単語についても慎重にチェックしていかなければなりません。

そこでこの条文を細かく見ると、①「契約の重要な内容」について違反があった場合には、②「契約を一方的に解除することができる」と定められています（このように、法律には、例えば①の場合には②ということができる、というルールが定められています。この、①を法律の要件、②を法律の効果と言います）。

法律の条文は、①が満たされた場合だけ、②という効果が発生する、という読み方をします。逆にいうと、①がないと、②という効果は発生しません。

したがって、先ほどの事例については、Xが解除をするには、民法典395条1項に基づき、Yの不履行について、①の「契約の重要な内容」の違反があれば、②の契約解除が可能となる、ということになります。

③ 法律の解釈

ここまでで解決できたような気になりますが、法律の条文は一語一語が非常に重要です。果たして、Yが餅米の配送をわずか1日遅れたことは、「契約の重要な内容」違反（民法典395条1項）と言えるのでしょうか。ここでいう「重要な内容」とは何でしょうか。

Xにとって、Yにとって、それぞれ「重要」なことは違うかもしれません。社会全体や、餅米の取引の一般的常識からも違う意見があるかもしれません。例えば、餅米の代金、履行期、配達場所、品質などが重要かもしれないし、それよりもパッケージや見た目の綺麗さ、品質保証書の存在などブランド価値の方を重要視する人もいるかもしれません。売買契約と賃貸借契約でも異なるかもしれません。どのような物の取引かでも変わるかもしれません。

すると、ただ条文だけ見ても「契約の重要な内容」が何かについては、すぐにはわからないということになります。この時、誰もが自由な意見を言い出すと、どのような結論でも導けるような、自分勝手な判断となってしまいます（Yが悪いと思うから解除は認められる、Xが短気だと思うからまだ解除は無理だと思うなどと、なんでも自由に言えてしまいます）。

そこで、法律の読み方には、一定のルールが必要となるのです。その方法については、後ほど説明いたします。

3 法解釈の必要性・重要性

(1) 何故法解釈が必要か

以上のように、法解釈は、法律を使って問題を解決する時、法律を読み込むときにどうしても必要となる法技術です。これは、民法典だけではなく、刑法典も、その他の全ての法律やルール（サッカーのルールでさえ）にとっても重要な技術です。それは何故でしょうか。

民法典は、社会の基本的なルールです。ゲームやスポーツでいうところのルールと同じで、基本的なルールは勉強しておかなければなりません。しかし、複雑な社会では、ゲームなどと異なり、法律で全ての事柄を正確に決めておくことは実際不可能で、予想外の出来事が起こることもしばしば起こります⁵。実際の紛争では、必要な事柄が法律に書かれていないこともあり得ます。

例えば、仮に、「1日でも履行が遅れたら必ず解除できる」という条文があったらどうでしょうか。家賃の支払いをうっかり1日遅れただけで賃貸借契約が解除され家族全員が追い出されたら大変です（それでも法律が解除を強制したら、社会は非常に不安定になるし、誰も法律を信じなくなるでしょう）。でも、結婚式で使う豪華ドレスや巨大ケーキが、パーティが開かれる約束の履行期までに届かなかったら、たった1日遅れでも、全く役に立ちません。その場合、契約を解除したいのが通常でしょう。

このように、社会での様々な取引は、それぞれ事情が異なる場合があるため、法律はあえて詳しく書かず、抽象的にすることで、どのような取引でも安定して使えるルールを定めているのです⁶。また、詳しく規定し過ぎると、社会の変化であつという間にその法律が使い物にならなくなるという可能性もあります⁷（もちろん、詳しくした方がよいので詳細に定めていることもあります）。

このように、法律の条文は、抽象的である⁸というのが通常です。そのため、法律の条文を適用する前に、法律家はその内容を明確かつ具体化する（その規定の持つ意味を、よりわかりやすくする）することが必要です⁹。それが、法律家に求められる法解釈という重要な法技術です¹⁰。この法解釈を習得していることが、法律家と、法律を勉強したことがない一般の方との決定的な違いとなります。

(2) 技術としての法解釈の重要性

法解釈は、法律を適切に読み、適用し、説明するための技術です。そのため、全て

⁵ 内田貴『民法I 総則・物権総論（第4版）』6頁（東京大学出版会、2008）

⁶ 道垣内弘人『プレップ法学を学ぶ前に（第2版）』10、13頁（弘文堂、2017）

⁷ 早川吉尚『法学入門』58頁（有斐閣、2016）

⁸ 山本敬三『民法講義I 総則（第2版）』2-4頁（有斐閣、2005.4）

⁹ 井田良『講義録（刑法の解釈と適用）』23頁（JICA J-ROL Project、2024.9）（https://drive.google.com/file/d/1z_bXj_X78d5uiOjWhKkTMPVcKg2QtUB5/view?fbclid=IwY2xjawHlee1leHRuA2FlbQ1xMAABHVt0xG6a9PleI0rem2XbOAVJtYlDML8BiEvcQmh4VrX74o287X3jUHm5Kw_aem_OsfhUaMEbjMLfD71oWAdOQ、2024年12月13日最終閲覧）当該講義録は2024年2月にラオスで行われたセミナーを収録したラオス語文献であり、是非ご参照されたい。

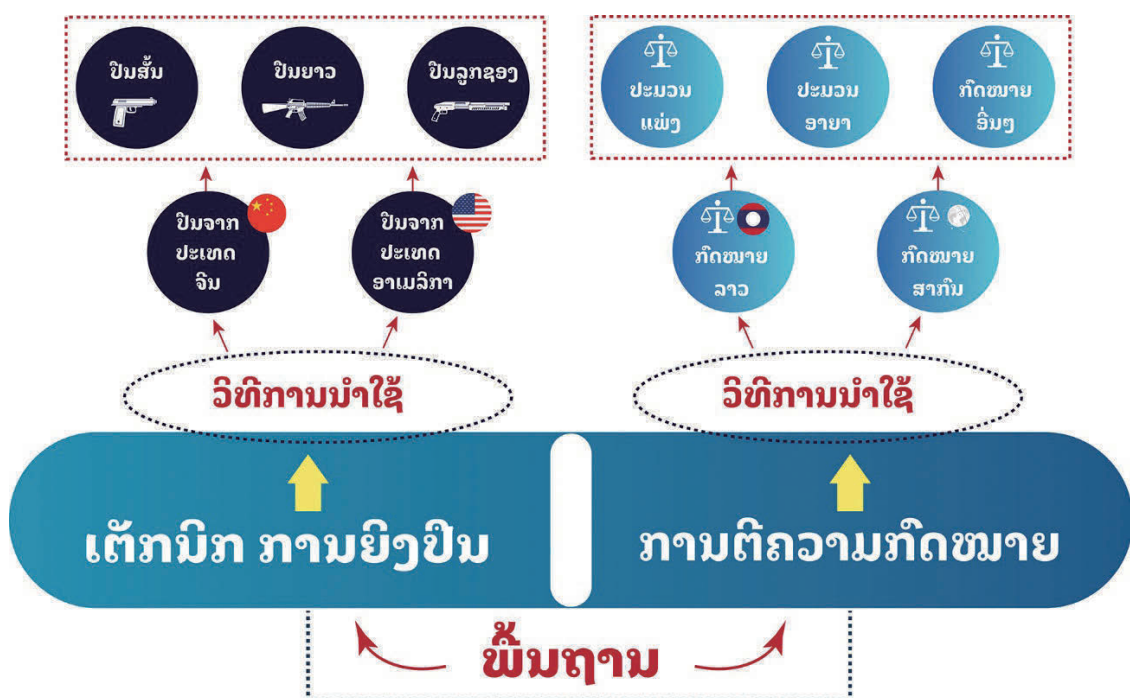
¹⁰ 井田良『講義刑法学・総論（第2版）』55頁（有斐閣、2018）参照。法適用の前提として、法規の持つ言葉の意味を明確化するために法解釈が必要であるとされており、刑法典においても同様であることが示されている。

の法律に適用できます。法律を適用する裁判官だけではなく、法律を使って仕事をする検察官・弁護士・省庁職員、法律を教える先生にとっても基礎となるものであり、立法時の法案起草を行うときの基礎でもあります。

一般には、法律は内容さえ全て覚えておけば、全てのトラブルは解決できると思う人が多いかもしれませんが、しかしながら、日本では、「全ての法律を覚えてだけでは決して法律家にはなれない」、と言われます¹¹。それは、すでに述べたように、法律は解釈をしないと本当の意味では使いこなせないからだと思います。

例えば、皆さんは本物の小銃を撃つ訓練を受けたことがあるでしょうか。経験がある方は教わったと思いますが、銃口が1ミリでも狙いからズレると、着弾地点は狙いから大きく外れてしまいます。そのため、ひたすら姿勢を安定させ、狙いを定めるという技術を磨きます。さらに、呼吸をすると肺が膨らみ体勢がわずかに上下するため、撃つときには呼吸を止める必要があるとも言われます。

このような基本的技術があり、基本が理解できていれば、どこの国で作ったどんな小銃でもある程度使いこなせるだろうし、練習すれば拳銃その他の武器でも応用可能かもしれない。しかしながら、技術がないまま様々な小銃を取り寄せてみても、危ないだけで離れた的には到底当たりません。



法解釈技術もこれと同じです。どれだけ色々な法律を覚えても、法解釈という適切な読み方ができないと、当てずっぽうに法律を使うことになり、使いこなせない。しかし、法解釈の基礎を理解すれば、民法典だけではなく、刑法典、その他の全ての法

¹¹ 山本敬三『民法講義Ⅰ 総則（第2版）』2頁（有斐閣，2005.4）

律や、外国の法律でさえも、努力すれば使えるようになります。

「法律家としての能力は、いかに多くの知識を体系的に記憶しているかが重要な要素である」とも言われています¹²。この指摘は法解釈に限らないものだと思いますが、法解釈も、法律を体系的に理解する根底をなす技術であると考えます。

例えば、法律の内容をただやみくもに覚えるのではなく、その条文がどのような目的を持つのか、他の条文とどのような関係にあるのか、法理論はどうなっているのかということを理解すれば、その知識はとても使いやすいものになるはずです。

なぜならば、法律は好き勝手に個々の条文が作られるべきものではなく、法律全体で一定の目的を達成するために、体系的に個々の条文が作られているはずだからです。これを読み解く技術が法解釈です。

例えば、社会正義や平等、経済発展という民法典全体の目的のためには（民法典1条）、詐欺被害に遭った人は保護した方が良いでしょう。そのような目的のために個別の条文が作られ（民法典19条、24条など）、詐欺による法律行為（例えば売買契約）は無効とされています。

しかしながら、この条文は詐欺に遭った人を保護する規定なので、その人自身が保護を求めないのであれば、その法律行為を無効とする必要はありません。そこで、詐欺に遭った人が詐欺の法律行為を追認した場合（例えば、その売買契約で問題ないと言った場合）は、有効となるとされています（民法典24条2項）。

これに対し、社会秩序に影響を及ぼすような法律行為は絶対的に無効で、本人が追認することができないこととなっています（民法典23条2項）。おそらく、民法典全体の目的に反するからだと思われます。

このように、上記の点は、すべて法律の目的を通じて整合しており、条文同士の間でも論理的に筋が通っているのがわかると思います。

上記の条文の例から分かるように、基本的には個々の条文は他の条文と整合しているはずであり、条文それぞれが特定の目的を持っているはずです。それを正しく読み解くのが、法解釈です。

そのため、適切な法的知識の獲得（条文をその目的から正しく理解できるようになる、条文を正しく適用できるようになる、他の条文と整合するように適用できるようになる、それを他人に教えたり説明できたりするようになるなど）の為には、暗記ではなく、法解釈により適切に条文を読み解くことが不可欠です。

このように法解釈は法律理解の為の大前提とも言えることから、この本を読んでいる皆様には、この法技術をできるだけ早い段階で身につける、または常に勉強や実務の中で意識し続けることが、非常に重要であると考えています。

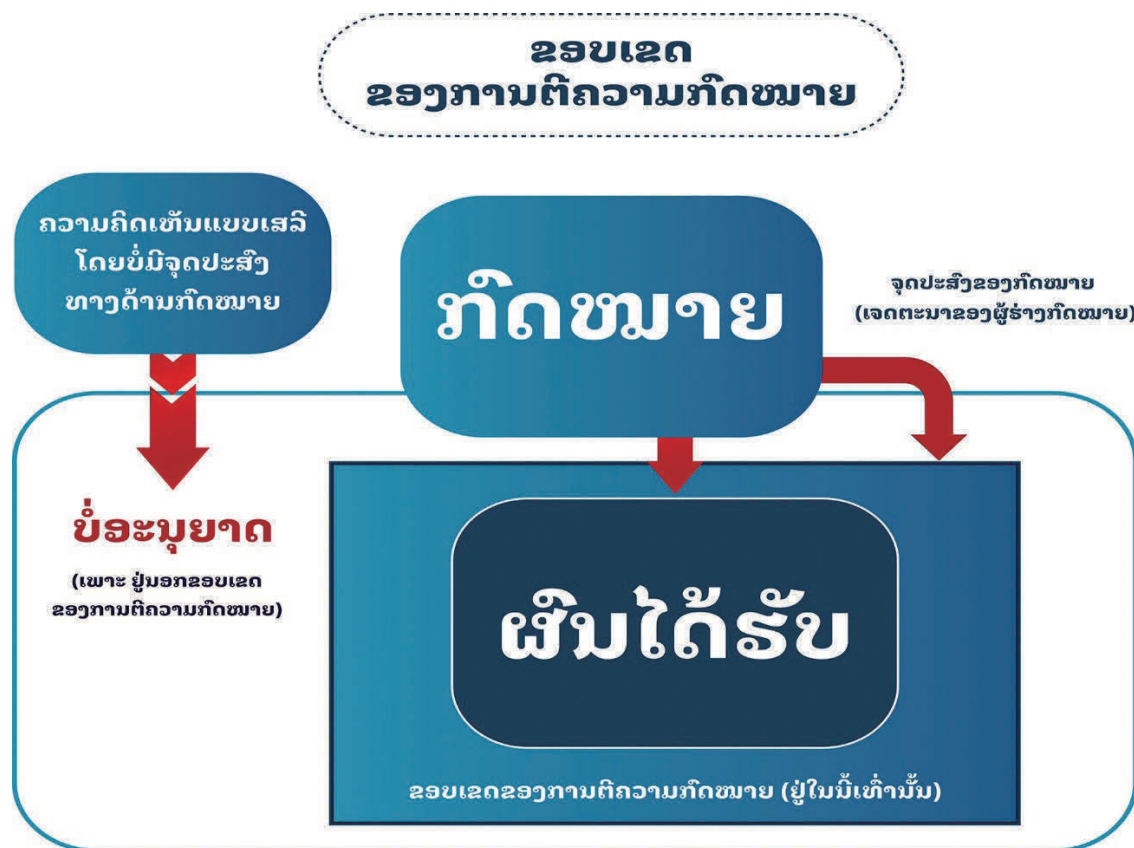
¹² 内田貴『高校生のための法学入門』150頁（信山社、2022）

(3) 法解釈しないとどうなるか

法というのは、誰が判断権者になっても、ある程度同じような結論を導くことができる仕組みとなっていないと、その都度異なる不公平な結果が生じてしまいます。その公平さを確保するのが、法の一つの重要な役割です¹³。

しかしながら、例えば裁判で、全ての裁判官、検察官、弁護士が自分勝手な判断をしていたら、同じ条文を使っているにもかかわらず、いつも結論が変わってしまうかもしれません（先程の「契約の重要な内容」は、どの弁護士に相談するかで、全然違うアドバイスをされてしまうかも知れません）。それでは、法律が安定して使われないこととなってしまう、法が社会に存在する意味がなくなってしまうのです。

逆に、法解釈技術を全ての法律家が身につけていたらどうでしょうか。法解釈はある程度は読み手自身の価値観が入るものの、一定のルールに従う限り、自分勝手な議論とは異なり、法律の想定している範囲から大きく外れた結論は許されない（導かれづらい）こととなります。



すると、たとえ初めて見た条文であっても、全ての法律家が概ね同じ方向性の（または近い）結論を導けるようになるのです。もちろん、解釈を行う者のそれぞれの価値観・正義感でA説、B説、C説と考え方に違いが生じ得ますが、これも法解釈とい

¹³ 早川吉尚『法学入門』26頁（有斐閣，2016）

う枠の中で、どちらがより適切なのか、どちらの方がより論理的かなどという議論を通じて、その社会が採用する考え方がいずれ収束していくこととなります。

(4) 結論

事案の解決について、色々な意見があることはもちろん良いことです。しかしながら、社会における公平性・安定性を確保するためには、法律家として一定の方法に沿って結論を導くことが重要なのです。そのため、その方法である法解釈は法律実務家にとって非常に重要な技術です。法律を学ぶ学生にとっては、今から全ての勉強において法解釈を実践することは、これを身につけるチャンスとなります。

初めてこれを知った人にとっては難しいと思うかもしれませんが、考えるプロセスはそれほど複雑ではありません。これから法解釈の方法をお伝えしますので、一緒に頑張っていきましょう。

●法解釈の重要性まとめ

法律は抽象的なものなので、法律家による説明が必要。

法律を自分勝手にではなく、適切に読み取れるようになる（法的判断が統一されやすくなる）。

どのような法律でも使いこなせるための基礎となる。

4 法解釈の手順（基礎）

(1) 法解釈を始める前に

本書では、法解釈を初めて学ぶ人向けに、法解釈のやり方をわかりやすく、簡単に説明したいと思います。

そのため、もうすでに法解釈技術を身につけている人にとっては、簡単すぎて、書いてあることは単純化し過ぎていると思われるかもしれません。しかし、はじめから複雑な内容を学習すると挫折してしまうため、あえて単純化しています（また、下記に述べる法の目的からの解釈については、ラオス社会において理解しやすいよう、立法者意思に基づく解釈に近づけて記載していますが、両解釈は別物とも分類できません）^{14 15}。他にも色々な法解釈の方法や考え方があり、また、法解釈の形態にも様々なものがあります^{16 17}が、それは本書では触れません（なお、このような法解釈は民法典だけではなく、刑法典でも行われるものであり¹⁸、他の法律でも同様です）。

加えて、ラオス憲法においては、国民議会常務委員会に法律の解釈権限が規定されておりますので（憲法56条）、ラオスにおいては国会の解釈権限を侵害するような内容の解釈については許されないということは、当然の前提として考えています。

その上で、個々の事案を考え、結論を導き、その理由を説明する技術として、法解釈技術の解説をしていきます。ここに書いている基本をしっかりと身につけた後で、さらに上級の法解釈理論へステップアップして下さい。

(2) 具体的な法解釈の順序

法解釈とは、法律・条文（契約を含む）が言おうとする本当の意味を探ること・適切な解決を導き出すこと・それを合理的に説明できることだと、私は考えています。

その法解釈において重要なのは、次の3つのステップを確実に行うことです。ステップ①や②は当然のことなのですが、重要なので説明します。法解釈の重要部分は、特にステップ③となります。

- ① 条文の確認（漠然とではなく、論理的に読む）
- ② 関連条文の確認（これを探し出す）
- ③ 条文の目的（または立法者の意図）の検討

それぞれ、順番に確認していきましょう。

¹⁴ ヘルムート・コーイング（松尾弘訳）『法解釈学入門』46－60頁（慶應義塾大学出版会，2016）

¹⁵ 道垣内弘人『プレップ法学を学ぶ前に（第2版）』41頁（弘文堂，2017）

¹⁶ 松尾弘『民法』6頁（慶應義塾大学出版会，2023）

¹⁷ 早川吉尚『法学入門』71頁（有斐閣，2016）

¹⁸ 井田良『講義刑法学・総論（第2版）』57頁（有斐閣，2018）

ວິທີການຕີຄວາມກົດໝາຍ (ແນວຄິດພື້ນຖານ)

01

ຂັ້ນຕອນທີ 1

ກວດເບິ່ງຄວາມໝາຍ ທາງດ້ານເຫດ ແລະ ຜົນຂອງ
ມາດຕາ

02

ຂັ້ນຕອນທີ 2

ກວດເບິ່ງຄວາມສຳພັນກັນລະຫວ່າງມາດຕາ

03

ຂັ້ນຕອນທີ 3

ກວດເບິ່ງຈຸດປະສົງຂອງມາດຕາ ທີ່ຖືກກາດໄວ້
(ເປັນຫຍັງລັດຖະບານຈຶ່ງສ້າງມາດຕາດັ່ງກ່າວຂຶ້ນມາ?)

(3) ステップ①：該当条文の確認（漠然とではなく、論理的に読む）

これは当たり前のことですが、学生の方に質問すると、意外とできない人が多いところ。法律の条文は、具体的な目的を持って国民議会や政府によって作られています。不要であればその条文を入れることはしないですね。短い条文の中に、作り手の意図がそれぞれの言葉にしっかり組み込まれていますので、漠然と全体を読み流してはいけません。また、自分勝手に読んではいけません。

一つ一つの単語、文章の流れには作り手である立法者の意図が入っています。それを確認し、論理的な意味をしっかり見ていきましょう。

試しに、先ほどの下記売買契約の事例について検討しましょう。

（事例）

11月1日、X（買主）はY（売主）から餅米100Kgを購入し、代金を支払い、餅米は11月2日にX宅へ配達してもらう契約をした。しかし、11月3日になっても餅米が配達されない。そこで、XはもうYとの契約を解除し、支払済代金を返還してもらいたいと思っている。

この場合、XはYとの餅米の売買契約を解除できるでしょうか。該当条文を見てみましょう。

(民法典395条1項)

契約の重要な内容について違反があったときは、不利益を被った側の契約当事者は、契約を一方的に解除することができる（以下略）。

これをざっと分析すると、以下のようになります。

- ・主体：「不利益を被った側」の「契約当事者」は、
- ・要件（どのような場合に認められるか）：「契約の重要な内容」に「違反」があったときは、
- ・効果（何が起こるか、何が認められるか）：契約を「一方的に」「解除できる」。

このように、当該条文は上記の通りの主体・要件・効果に分けられます。

ここからは、以下のように論理的に条文を分析することができそうです。

- ・主体：「不利益を被った側」の「契約当事者」という文言から論理的に考えられることは・・・
 - 1 「不利益」がない契約当事者は解除できない。
 - 2 「契約当事者」以外がクレームを行っても解除できない。
 - 3 「不利益」とはどのような不利益かについては、これだけでは不明確でさらに解釈が必要かもしれない（経済的不利益か、精神的不利益か、手続的不利益か、社会的不利益かなど、色々と考えられそうです）。
- ・要件（どのような場合に認められるか）：「契約の重要な内容」「違反」という文言から論理的に考えられることは・・・

「重要」とはどの程度の重大さが必要なのか、誰にとって重要なのか、これだけでは不明確でさらに解釈が必要かもしれない（上記2(2)③においてすでに述べた通り）。

「重要な内容」とはどのような内容なのか、これだけでは不明確でさらに解釈が必要かもしれない（上記2(2)③においてすでに述べた通り）。

「契約の」「違反」なので、少なくとも契約違反でなければならない（すると、契約違反とならないクレームでは解除できない）。
- ・効果（何が起こるか、何が認められるか）：契約を「一方的に」「解除できる」という文言から論理的に考えられることは・・・

「一方的」に解除できるので、相手方に承諾を求める必要はない。

そうすると、「一方的」なので、少なくとも相手方に通知する必要があるのではないかという疑問が出てくる（ただし、この答えは、すでに395条2項に記載が

あり、立法者も既に考えている)。

この条文だけでも、以上のようなことが論理的に読み取れると思います。今まで条文をこのように読まず、小説や、FacebookやWhatsAppのメッセージ程度に、全体をざっと読んで、意味を直感的に考えていた方もいるかもしれません。

しかし、条文には立法者の考え方が詰め込まれており、論理的に読むだけで解決できる問題は、このステップ①の段階で解決すべきです。この条文に論理的に反する結論は、認められないはずです。

まずはこの点に気をつけないと、条文の読み手によって、全く異なる結論が導かれることになります。

(4) ステップ②：関連条文（これを探し出す）

ステップ①を経て、もしその条文だけで解決できれば、それで終了です。先ほど示したような、その条文の論理的な意味を説明してあげればよいのです。

反対に、もしその条文に答えがなくとも、ステップ②で他の条文を見れば、解答やヒントとなるものが見つかる場合もあります。なぜなら、法律は立法者の意思を表したルールですので、他の条文にも類似の事柄の解決策が書いてあるかもしれません。また、せっかく統一的な法律を作ったのに、一つの条文と他の条文を全く異なるルールで解決したいとは立法者は考えないはずです。

最も簡単な例は、上記の395条1項の「一方的に」解除できる場合には、相手方に解除の通知が必要ではないか、という疑問が論理的に出てきました。ラオス民法典の場合には、それは2項に答えが書いてありましたね（そのため、そもそも解釈というよりは単なる条文探しですが）。

これは、立法者としては、一方的に契約解除できるのだから、少なくとも相手方に通知しないと、相手方は解除されたのか契約が続いているのかさえ判断できないので、この点を配慮したと言えると思います。答えが書いてあるのでいわゆる法解釈ではありませんが、法律はこのように全体として整合的に作られていることが通常です。

また、そこまで明確な解答が見つからなくとも、他の条文を検討することで、解決に繋がるヒントが見つかることもあります（この点は、長くなるので後述のサッカーの事例を参照して下さい）。

(5) ステップ③：法律（条文）の目的・（立法者の意図）の検討

以上のステップ②で答えが導ければ、それで終了です。しかしそれでも答えが出ない場合もよくあります。その場合は、最も重要な「法律の目的」を考えるという次のステップに移ります。

これまでに出てきましたが、法律は立法者が特定の利益を達成したい、価値を守りたいという目的のために作られています。だから、条文は論理的に作られているし、他の条文とも整合しているため、その条文や他の条文にヒントが隠されているのです。

同様に、その条文が曖昧で、他の条文にさえヒントがなかったとしても、立法者がなぜこの条文を作ったのか、なぜこのような表現にしたのか、ということは自分の頭で考えればある程度わかるはずです。もちろん、立法者や政府の見解が表された文献があれば、それに立法者の意図や解決方法が書かれているかもしれません。しかし、仮にそのような文献がなくても、自分で法律の目的・立法者の意図を考えるのです。

法律にはそれぞれ作られた存在理由があり、達成したい事柄があるはずです。この条文があることによって、どのような価値が達成されるのか、法律はどのような正義を実現しようとしているのか、自分がもし立法者であればなぜこのような条文を作ったのかなど、「法の目的は何であるか」に、思考を巡らせましょう。

例えば、上記の395条1項の「契約の重要な内容」は解除可能であるという条文の目的を考えると、契約というのは当事者間の取引のために締結するものだから、この条文は当事者の意図や利益を尊重したのではないかと想像できます。

もし当事者の意思など関係なかったら、立法方法としては、「契約違反は全て解除可能」「履行期や品質違反は解除可能」と明確に規定していたかもしれません。しかしながら、この条文は、「契約」ごとの「重要な内容」に応じて、解除すべきほどに重要な事案かを考える内容となっております。このように、この条文が、当事者が作成した個別契約ごとに重要性を考えようとしていることから、この条文の目的は、契約当事者の意図の尊重ではないかと私は考えました。すると、実際のケースでは、条文の目的に沿って、契約の種類や当事者ごとに重要な事柄は異なると考えられます。

すなわち、当該契約において、当事者がその内容を重要事項だと考えていたか、を考えることになります。例えば、これを先ほどの1日遅れの履行のケースで考えると、通常の売買なら履行期の重要性は最優先ではなく、1日程度の遅れは当事者にとっては「重要」な違反ではないかもしれません。しかしながら、結婚式のドレスやケーキでは、履行期は1日たりとも遅れてはならない重要な内容となりやすいかと思います。

これは私見ですので、他の読み方もあるかとは思いますが、しかし、重要なのは、このように、自分で法の目的を追求して考えたり、条文についての立法者の意思を想像したりすることです¹⁹。

¹⁹ ヴィエンチャンキャピタル（ラオス）において開催された2024年2月6日付セミナーにおける松尾弘教授の講義「法律の適用と解釈」の説明内容より引用。

●法解釈の手順まとめ（ステップ①～③）

① 文理解釈

条文（漠然とではなく、論理的に読む）の確認

② 体系的解釈

関連条文（これを探し出す）の確認

③ 目的論的解釈

法律の目的（または立法者の意図）の検討

5 法解釈の実例講義（民法典以外の簡易事例）

上記の395条1項の法解釈については、いきなり民法典の条文の難しい理論の話でしたので、まだわからないという方もいるかもしれません。

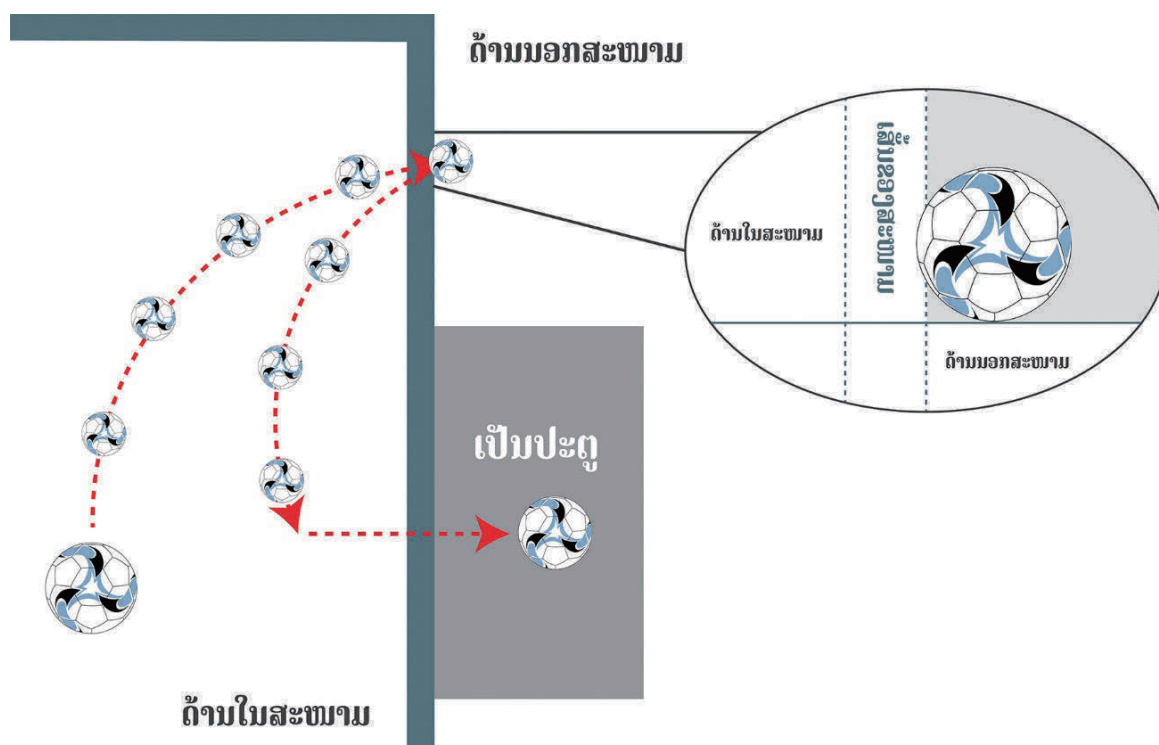
そこで、ここでは、法解釈の実例をシンプルに示すため、民法典以外の事例を用いて解説します。先ほど述べた、法解釈のステップ①～③について、それぞれ検討します。395条1項については、以下の部分を理解した上で、再度読んでみることをお勧めします。

(1) サッカーのルール（法解釈：ステップ①と②・当該条文と関連条文の検討）

ここからは、実際の講義でもよくある、先生と学生のやりとりを通じて見てみましょう。先生と学生の思考過程をたどってみましょう。

【サッカーのケース】

サッカーワールドカップで、日本がゴールを決めました。しかし、そのゴール直前、ボールが線（ゴールライン）を越えてフィールド外へ出てしまっていた（プレイはその時点で中断していた）のではないかという議論になりました。もしボールが線を越えていたら、この1点はなくなります。審判はどのように判断するのでしょうか。



ー ステップ①

先生：これは、2022年のサッカーワールドカップで、12月1日開催の日本対スペイン戦で実際に起こった事例です。日本のシュート直前にボールがフィールド外へ出たかに見え、1点取得が認められるかが問題でした。

実際には、ボールは線を越えてフィールド外へ出ていない（プレイは継続していた）という審判の判断で、日本は1点を取得し、その結果2対1で強豪スペインに勝利することができました²⁰。

ここでの問題は、ボールが線を越えてフィールド外へ出ていたか否か（いつの時点でボールが線を越えたかと判断するか）です。審判はサッカーで言うところの裁判官と同じですね。何に基づいてこの問題を判断しますか。

学生A：多分、サッカーの公式ルールがあると思うので、それを利用すると思います。

先生：そうですね。そこで、先生は法律家ですので条文を調べてみました。すると、以下のようなルールがFIFAによって定められていることがわかりました。サッカールールは法律のようなものですね。

Laws of the Game 22 / 23 (FIFA) / Law 9.1 Ball out of play

The ball is out of play when:

• it has wholly passed over the goal line or touchline on the ground or in the air

学生A：要するに、ボールが完全に線を越えたら、試合は中断するということですね。

先生：このルールの中で、この問題解決の為に重要な表現は何でしょうか。

学生B：「wholly（完全に）」ボールが線を越えたという点ではないでしょうか。なぜなら、ボールがいつ線の外へ出たかどうかを決める表現になるからです。

先生：では、今回の試合では「wholly（完全に）」ボールが線を越えたのでしょうか？

学生B：えーっと、ボールはほとんど外へ出てはいますが・・・

学生A：僕は試合を見ていたので覚えています。試合中、ボールが線の外へ越えたように見えたのですが、実際は、ビデオ判定でほんのわずかに、たとえば1mmくらい線にかかっていたので、まだ「完全に」線を越えていなかったと審判されたと記憶しています。

先生：この場合、「完全に」という表現が決め手になっているんですね。法解釈ステップ①【該当条文の確認：漠然とではなく、論理的に読む】に基づけば、この「完全に」という表現をしっかり把握し読むことが重要です。ボールが

²⁰ 「W杯 三笥薫1ミリの奇跡」日刊スポーツ2022年12月2日 (<https://www.nikkansports.com/soccer/qatar2022/news/202212020000568.html>, 2024年12月13日最終閲覧)

「完全に」線を越えたというためには、ボールが線の上を通り過ぎ、真上から見たときに、わずか1 mmでも線に引っかけからず外へ出てしまったことが必要ですね。そのため、審判はこの試合では、わずかながら線の上に残っていたのだから、ボールは生きていた（線から外へ出ていなかった）として、日本の1点を認めたわけです。

学生B：確かに、ボールが線を越えたように見えても、1 mmでも線にかかっているのであれば、ボールが「完全に」外に出たとは言えませんね。大部分が外に出ているとは言えても。

先生：このように、審判や裁判官は条文の細かい表現を論理的に説明し、なぜ得点が認められたか（その結果、なぜスペインが負けたか）を説明する必要があります。もし、説明なく審判が日本を勝たせたらどうなりますか。

学生B：多分、スペインの監督やファンが怒ると思います。負けた理由を聞かないと納得できない。

先生：このような難しい判断は、審判や裁判官のような専門家しかわからないかもしれない。そのようなとき、条文解釈の内容を、当たり前でも丁寧に説明した方が良いでしょう。

ー ステップ②

先生：それでは、事案をちょっと難しくしますよ。同じ事案で、もしこのルールに「wholly（完全に）」という表現が欠けていた場合、審判はどう判断しますか。例えば、ルール作成者がうっかり入れ忘れていた場合。

Laws of the Game 22/23(FIFA) / Law 9.1 Ball out of play（仮定の条文）

The ball is out of play when:

・it has (~~wholly~~) passed over the goal line or touchline on the ground or in the air

学生A：ルールを直訳すると、「ボールが線を越えたら、試合は中断する」ということになります。

先生：それはどう言う意味ですか。いつ線を越えたと言えるんですか・

学生A：ルールに「完全に」と書いてないんだから、さっきの事案とは結論が異なるはずですよ。線を越えたと言うからには、線をボールが最低でも半分は越えなきゃいけないと思います。

学生B：線から外へ、ボールが1 mmでも越えたら、「線を越えた」と言えるんじゃないですか。線からボールがはみ出た以上、「線を越えた」と評価されるべきです。

学生C：さっきの事案と同じく、ボールが完全に線を越えた時ということでもいいん

じゃないですか。

先生：どれも法解釈ステップ①の条文解釈として、論理的にありうる回答ですね。その意味では少なくとも正解です。

しかしながら、これだけではこの紛争解決には役に立たないですね。どれでも正解ということは、どれでも自由に選べてしまいます。結局審判は、自分の好きな結論を選ぶだけになってしまいます。

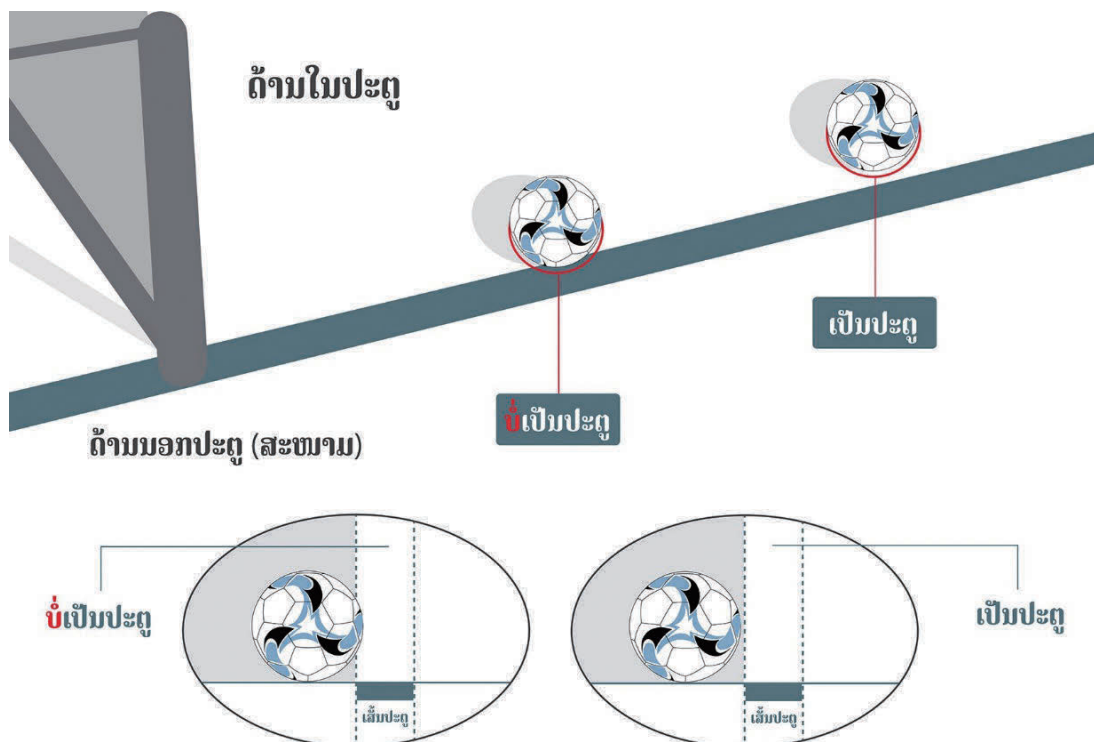
学生A：すると、さっき先生がおっしゃった法解釈ステップ②の出番ですか？

先生：段々わかってきましたね。法解釈ステップ②【関連条文の確認】で、ヒントを探してみても良さそうです。それでは、このサッカーのルールの中から、ボールが線を越えて試合が中断する事例と似ていたり、参考になりそうな条文がないか探してみてください。

学生C：以下のような条文が見つかりました。点が入るためには、同じくいつ線を越えたと考えるかという条文ですが、これは関係ありますか？要するに、ボールがゴールラインを完全に越えたとき、1点入ると書いてあります。

Laws of the Game 22/23(FIFA) / Law 10.1 Goal scored

A goal is scored when the whole of the ball passes over the goal line (以下略).



(参照：IFAB, Laws of the Game 22 / 23, 88頁)

先生：条文間で、それぞれが想定する場面の類似性によくぞ気づきました。この条文も、さきほどの Law 9.1 と同じく、点が入るには、ボールが「完全

に」線を越えたことを要求しています。仮に、1点が入るには「完全に」線を越えなきゃいけないくて、ボールが外に出て試合が中断するには「完全に」越えなくてもよいとなると、混乱しませんか？

学生C：確かに、それだとルールが複雑で審判が大変そうですね・・・

先生：同じ「線」と「ボール」の関係性を規定する条文なのに、そんなややこしいルールを作る必要性はおそらくないと思います。なので、Law 9.1には「完全に」という言葉が抜けていますが、Law 10.1と同様に考え、ルールに「完全に」という言葉を法解釈で補ってあげるということも合理的であるというわけです。

この点、法解釈ステップ③【法律の趣旨目的・立法者の意図検討】の観点からも、誰か説明できますか。

学生A：先ほど先生が述べておられましたが、ルールの作成者としては、ルールをシンプルに統一的にしたいということですか？

先生：それもありますね。作成者は同じ観点でいくつもの条文を作成する、だからこその他の条文を確認することが統一的な解釈に役に立つわけです。

その他、ここからは想像で構いませんので、自分でルールを作るとしたら、何に気をつけたいか、考えてみてください。

学生B：線からボールが出たかどうか、ビデオ判定が可能な基準が良いですね。

学生C：確かに、ボールが「完全に」線から出た時点というのはビデオ判定しやすいです。逆に、もしボールの中央が線の中央を越えた時点という考え方をとると、線自体も数cmの厚みがあるので、ビデオ判定でもいつ線を越えたかわかりづらいかもしれない。

先生：あくまで我々の議論の途中経過の段階ですが、この条文の目的としては、公平な審判のため、判断の容易性・明確性を確保したいということがあるかもしれません。そのように条文の目的から考えると、Law 10.1の定める「完全に」線を越えた時点というのは明確だし、その明確なLaw 10.1の考え方をLaw 9.1にも同様に当てはめることは、とても合理的でこのルールの目的にも合致していますね。

学生B：これをすべて説明しなければならないんですか。

先生：法律やルールが曖昧不明確な場合はよくありますが、説明なしには、紛争当事者もプレーヤーも、なぜ自分が負けたのか納得できない。それは、裁判もサッカーも同じですね。

学生C：確かに、審判の好みで決められたらルールの意味がないですもんね。

先生：わかりづらい時ほど、プロとしてこの点を説明してあげなければならない。その時に法解釈を使えば合理的に考え、説明できるということなのです。

●法解釈手順のまとめ

ステップ1～3を順に確認する。

法律（ルール）は立法者（ルール作成者）によって、論理的かつ統一的に作られているはずなので、条文の確認が重要である（ステップ①②）。

法律（ルール）は一定の目的達成のために作られているはずなので、法律の目的を考えるのが重要である（ステップ③）。

法律（ルール）が曖昧不明確な時ほど、法律家はこれを法解釈により説明しなければならない。

(2) 立て看板のケース（法解釈：ステップ③・条文の目的の検討）

それでは次に、法解釈ステップ③だけに絞って、これもごく簡単なケースで考えてみましょう。

【犬の持込み禁止看板のケース】

ホテルの前に「犬を連れて入ってはいけません」という立て看板があったとします。犬を連れて入ったらルール違反ですね。では、客Aが猫を連れて入ろうとしていたらどうでしょうか。ワニならどうでしょうか。蝶なら？²¹



ແລ້ວຖ້າເປັນ ໂຕແຂ້ ເດ ?

学生（男）：犬としか書いてないんだから、ワニは連れて入って良いと思います。

先生：それはルールの読み方としては論理的ですが、そんなことして本当に大丈夫

²¹ ヴィエンチャンキャピタル（ラオス）において開催された2024年2月6日付セミナーにおける、井田良教授の講義「刑法の解釈」の内容より引用。また、井田良『講義刑法学・総論（第2版）』56頁（有斐閣、2018）記載の事案も参考にした。

ですか？何か見落としていませんか？

学生（男）：自分で言っていて思いましたが、確かに、ひどいトラブルになるのは目に見えていますね。

学生（女）：猫は微妙ですが、ワニは明らかに連れて入ってはダメだと思います。だって危ないでしょう。まあ、蝶は良いと思いますが。

先生：一般的な感覚としてはそうかもしれませんが。でもそれだけでは法解釈ではなく、ただの感情的な意見や、個人的な意見だと言われてしまいます。法律家として、法解釈によって、法的な見地から適切な理由をつけましょう。この看板（ルール）の設置された目的は何ですか。

学生（女）：ホテルに聞かないとわからないのでは？

先生：そんなことを言っていては、全ての法律について、常にどのような簡単な事柄でも立法者に質問しないと、法律の読み方すらわからず、法律を使えないということになってしまいますよ。看板（ルール）の目的、ルールの作り手の意図を、自分の頭で想像してみましょう。

学生（男）：客の安全やリラックスできる環境を守るためでしょうか。犬が暴れたら危ないので。

先生：それはあるでしょうね。それだけですか？

学生（女）：ホテル側の施設を守るためという目的はあるでしょうか。犬が家具や絨毯を汚したり傷つけたりするかもしれない。

先生：二人とも良い点をついていますね。ホテルのオーナーであれば、大事な客と施設を守りたいのは当然です。そのために看板を設置したのではないかということは、少し考えれば想像できますよね。このような看板（ルール）の目的から考えて、他の動物はどのように考えられるでしょうか。

学生（女）：看板（ルール）の目的は、客と施設を守ることだから、犬以外の動物でも、客と施設を傷つける可能性のある動物は禁止だと考えるということですか？

先生：その通り。もちろん、本来は看板をそのように正確に書く（法律であれば法改正をする）方が良いかもしれない。しかし、現状の問題にはその場で対応することが必要な場合もありますね。この場合、「犬」と書いてあるから「ワニ」を持ち込んでも良いというのは、明らかにおかしいと感じますよね。ホテルオーナー（いわば立法者）も、ワニなら良いとは考えるはずがありません。

このように、法律家は法解釈（法の目的）の見地から、なぜその結論が導かれるのか、しっかり説明してあげる必要があるのです。ここで重要なのは結論ではなく、どのように考えるかという方法を理解することです。

学生（男）：ノートを取りたいので、これの法解釈について、法律家ならどのように説明するか、まとめてもらえますか。

先生：素晴らしいですね。論理的な説明のためには順序が重要です。項目ごとにお伝えしましょう。

●説明の仕方の例

1 （問題提起）

ホテルの前の看板には「犬を連れて入ってはいけません」と書かれているが、客Aは「犬」以外の動物（ワニ、猫、蝶）を連れて入ろうとしている。これは許されるか。「犬」という文言の解釈が問題となる。

2 （法解釈：法の目的検討）

この点、この看板の目的は、客と施設を動物から守ることであると考えられる。すると、ここでいう「犬」とは、客と施設を害するリスクのある動物一般を指していると考えるのが妥当である。

3 （具体的な事案について検討）

本件では、客Aが連れて入ろうとしているワニは、客の安全に重大な危険を生じさせるものである。また、猫は、危険性はワニよりは低いものの、客や施設を引っ掻いたりして傷つける可能性があり、そのリスクは犬と同程度である。これに対し、蝶は仮に虫籠から逃げたとしても、客や施設に害を与えることは考え難く、犬と比較しリスクは極めて低い。

このように考えると、ワニと猫は、客と施設を害するリスクがある動物であり、この看板（ルール）に定める「犬」に含まれ、連れ込みが禁止されていると考えるのが適切である。これに対し、蝶はそのようなリスクが低く、「この看板（ルール）に定める「犬」に含まれない。

4 （結論）

以上より、客Aはワニと猫をホテルに持ち込んではならない。これに対し、蝶の持ち込みは許される。

学生（女）：この場合、「犬」という看板の表現の意味を、法律（看板）の設置目的から考えていたわけですね。

学生（男）：今までは、「法律の目的」なんて考えたことなかったですね。

先生：法律は目的があるから、わざわざ作られているわけですね。だからこそ、このように順を追って話したら、ただ「危ないから」などというよりも、説得的になるでしょう。自分勝手な意見ではなく、適切に「法律の目的」から説明することがポイントです。各条文の目的を常に考える癖をつけましょう。

学生（女）：「法律の目的」ですね。

先生：ここで質問です。この問題が、ホテルではなく、細菌の研究所であり、同じ看板があった場合、蝶の持ち込みは可能でしょうか。看板（法律）の目的は変わりますか？

【犬の持込み禁止看板のケース（改）】

とある細菌の研究所の前に「犬を連れて入ってはいけません」という立て看板があったとします。Bが猫を連れて入ろうとしていたらどうでしょうか？ワニならどうでしょうか？蝶なら？

上記事例で、最後の質問は、ホテルと比較して、具体的に法の目的や立法者の意思を考える上で良い事例です。ホテルと細菌の研究所では守るべきものが明らかに異なります。

ホテルでは客と施設を守りたいですが、これに対して、細菌の研究所はどうでしょうか。もちろん、研究者や訪問者などの人や、施設を守りたいというホテル同様の観点もあると思います。しかし、それ以外にも、施設外から持ち込まれる細菌や物質による研究への悪影響を防ぎたいし、万が一の可能性としては、施設内の細菌が動物などに付着して外部へ漏洩したり、それにより外部での感染が拡大したりするなど、社会において大惨事を発生させてしまうことも懸念されます。

このように看板（ルール）の目的を考えると、細菌の研究所においては、施設内で蝶が逃げ出した場合、たとえ蝶であっても甚大な被害を生じかねないため、持ち込みは禁止されていると考えることも可能かもしれません。

しかし何度もお伝えしている通り、ここで重要なのは結論ではありません。法解釈をして、法の目的からしっかり分析することで、議論の論点は「法の目的にあっているか」という点に集中します。すると、多少の差はあっても、概ね同じ方向の結論が導かれやすくなります。これに対し、法の目的を考えず、自由な議論をしていては、なんとなく自分の意見を言ったり、声の大きな人の意見が通ったりすることになってしまうのです。

●法解釈による回答方法のまとめ

- 1 問題点を示す
- 2 その法律（条文）の目的を考え、法解釈する
- 3 現実の問題を、その目的から考える
- 4 結論を出す

(3) 法の目的からの説明

これまで、簡単なサッカーと看板の事例を基に、法解釈技術的基本的方法を説明してきました。これが法律の条文に変わると、難しく考えてしまいがちですが、基本的な考え方は全く同じです。しっかり条文を確認し、法律（条文）の目的を考え、これに基づいて説明できるようにしましょう。条文と法律の目的から外れた意見は、説得力を持ちません。

その為、自分の意見を示す前には、発言でも文書でも、必ず、「この条文のこの文言の意味は・・・」「この条文の目的は・・・」と述べて、法的な議論ができるようになりましょう。それさえできれば、法解釈という重要な法技術を獲得できるようになるでしょう。法律に基づいて考えることができるということが法律家の強みであり、法律家の前提条件でもあります。

●法律の目的のまとめ

法律は何らかの目的達成のために作られている。

法律の目的を常に自分で考える。

自分の意見を言う時には、必ず「この法律の目的は」と述べて、法律に基づく議論をする練習をする。

6 法解釈の実例（民法典の事例）

上記の法解釈を、民法の事例に適用したのが、すでにご説明した民法典395条1項の解釈です。上記「2 民法典の実現過程と法解釈」と「4 法解釈の手順（基礎）」で説明しましたが、ここまで読んだ後で振り返ってこれらの箇所を読んでいただくと、以前より記載内容がわかりやすいかもしれません。

その他、法律の条文については、当たり前だと思っていたとしても、解釈しないと正確な理解が難しいというものは沢山あります。その一部について、民法典の条文の中から、検討材料を以下にお示ししたいと思います。条文は、なんでもかんでも定義を法律に書けば良いというものではありません。そのようなことをしたら、全ての法律が定義だらけとなってしまいます。結論を自分の頭で考えて、解釈で結論を導く必要があるものです。

そこで、下記問題について、これまで勉強した法解釈の技術を適用し、考えてみてください。検討の際のヒントを※印で記載しておきます。

- (1) 民法典63条1項：人が「生まれた日」とはいつか
A説：母親の陣痛が始まった時
B説：子供が、母親の体から一部でも外部へ出た時
C説：子供が、母親の体から全部外部へ出た時
※63条が権利能力の始期や終期を定めた目的は何か
- (2) 民法典52条：消滅時効の3年間は、いつから起算するのか
※周辺の関連条文の確認、消滅時効制度の目的は何か
- (3) 民法典52条・53条：消滅時効の3年間は、いつ完成するのか
A説：3年間の期間経過時
B説：当事者が時効を主張したとき
※53条の目的は何か、消滅時効制度の目的は何か
- (4) 民法典24条1項1号「錯誤」による法律行為の無効：錯誤があればどのような場合でも無効なのか
※錯誤無効を定めた24条の目的は何か。錯誤に陥った人に重大な過失がある場合でも保護する必要があるか。
- (5) 民法典24条1項1号無効な法律行為の「追認」：誰が追認できるのか
※「権利及び利益を害された主体」とは誰か。追認制度の目的は何か。詐欺にあった本人は追認できるか。詐欺に遭ったのが代理人だったら代理人も追認できるか。詐欺にあった本人の夫は追認できるか。

(6) 民法典395条1項：契約解除ができる「契約の重要な内容」とは何か

※この条文の目的は何か。

※賃貸借契約で家賃は「重要」か（重要なら契約解除ができる）。1ヶ月の家賃不払いでも契約解除できるか。3ヶ月不払いならどうか。1年不払いならどうか。

※売買契約で履行期は「重要」か（重要なら契約解除ができる）。履行が1日遅れだったらどうか。1週間遅れだったらどうか。1年遅れだったらどうか。また、売買目的物が餅米の売買ならどうか。高級時計の売買ならどうか。結婚式のドレスやケーキだったらどうか。

※上記4「法解釈の手順（基礎）」内の解説参照

上記問題のうち一部は、現在JICA法律プロジェクトでも検討し文献を執筆中であり、将来出版される可能性もあり、その場合にはJICAから書籍データを公開致します。その他、重要な法律文献も含め、下記にデータへのリンク先を記載しておきますので、ご利用ください。

7 終わりに

この本を通じて、法解釈という技術のみに絞って、できる限り考え方の道筋がわかるように説明してきました。初めは難しいかもしれませんが、法の目的を考えるようになると、法律が無機質なものではなく、目的を持った生き生きしたものに見えてくるはずです。そうすると、法律というものが暗記だけではなく、哲学的であったり論理的であったり、とても面白いものであると感じられるようになると思います。さらに、法律の条文をその背後にある目的から理解することになるため、条文の理解や操作が容易になり、さらに深い議論も可能になると思います。

是非、法解釈の考え方を今後の学習や実務の機会にも考え、徐々に身につけていって頂ければと思います。そのためにも、本書で示した、「法の目的」を今後の学習や実務の中で、常に考える癖をつけて頂ければ嬉しいです。

なお、本書で述べた法解釈技術以外にも、訴訟の基本的技術（民事訴訟法における請求権・要件・争点の考え方）、論理的思考技術（法的三段論法）、事実認定技術など、ご紹介したい基本的かつ重要な法技術がまだまだあります。これらについても機会があれば、私だけではなく、JICA法律プロジェクトや所属の他の専門家を通じて、いつかご紹介できたらと思っておりますので、是非ラオスにおける当プロジェクトの活動をご注目下さい。

本書が、ラオスの法律家と学生の方の法技術獲得の助けとなり、それが活用されることで、ラオスの法制度及び法の支配の発展に資することを心より祈念しております。

●この本のまとめ

今後、講義・実務において、条文の文言にこだわって読み込む

検討時には、法律の目的を常に考える

意見発表時には、法律の目的から説明する

以上をマスターし、次にその他の法技術獲得を目指す

【参考資料】

ラオス国立司法研修所（N I J）における

J I C A 専門家からの講義資料

(The Basics of Legal Interpretation)

(略・2023年4月6日、2024年11月11日及び同月25日実施の
ラオス語資料)

【JICA 法律データベース】

JICA 法律プロジェクト支援による成果物は、本書を含め、以下のQRコードからすべてのデータにアクセス可能です。法律実務家及び法律を学ぶ学生の皆様の知見向上・法技術獲得の為に役立ててください。

ການເຜີຍແຜ່ຖານຂໍ້ມູນ ແລະ ເອກະສານທີ່ສ້າງໂດຍໂຄງການ J-ROL

1



ເອກະສານ ແລະ ປຶ້ມຄູ່ມືກົດໝາຍຂອງໂຄງການ

ຂໍ້ມູນເພີ່ມຕື່ມກ່ຽວກັບກິດຈະກຳຂອງໂຄງການ
ທ່ານສາມາດ ຕິດຕາມໂດຍການສະແກນ **QR code** ດ້ານລຸ່ມ !!

2



ຕິດຕາມເຮົາໄດ້:



<https://www.facebook.com/jica.legal.laos>

法学の基礎 - 法解釈技術 -

2025年3月1日 第1刷発行

著 者 阿讃坊 明孝

発行所 JICA J-ROL Project (The Project for Promoting Development and Strengthening of
the Role of Law in the Legal Sector・Phase II)